省　令

○総務省令第百号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条の二第一項の規定に基づき、電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月七日

総務大臣　樽床　伸二

電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令

電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号及び第二号中「七七〇MHz」を「七一四MHz」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第十三号

平成二十五年一月二日、皇居において、新年一般参賀を次のとおり行う。

平成二十四年十二月七日

宮内庁長官　風岡　典之

一　参賀者は、午前九時三十分から午後二時十分までに正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門又は乾門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

三　○参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○総務省告示第四百五十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項の登録をしたので、同法第三十八条の五第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月七日

総務大臣　樽床　伸二

一　登録証明機関の名称及び住所

テュフズードオータマ株式会社

東京都稲城市押立一七四四番地九五

二　登録に係る事業の区分

電波法第三十八条の二の二第一項第二号及び第三号に掲げる事業

三　技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地

イ　東京試験所

神奈川県川崎市麻生区栗木二丁目八番一〇号

ロ　山梨ＥＭＣセンター　芦川試験所

山梨県笛吹市芦川町鶯宿一六六一番地

ハ　山梨ＥＭＣセンター　上九一色試験所

山梨県甲府市古関町三四一五番地

ニ　アストロノーツ登戸試験所

神奈川県川崎市多摩区登戸二九四

四　技術基準適合証明の業務の開始の日

平成二十四年十月十二日

○法務省　経済産業省告示第十号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第十条第一項の規定に基づく特定認証業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月七日

総務大臣　樽床　伸二

法務大臣　滝　　実

経済産業大臣　枝野　幸男

1　廃止に係る認定認証業務の名称　ビジネス認証サービスタイプ1

2　廃止に係る認定認証業務を行う者の名称　日本商工会議所

3　廃止に係る認定認証業務を行う者の住所　東京都千代田区丸の内三丁目2番2号

4　認定の年月日　平成15年3月12日

5　廃止しようとする年月日　平成25年1月26日

6　発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－1で変換した値(16進数)

AC88　93A9　A7B7　0CCE　7994　18F2　EB00　D752　4875　12B0

○法務省　経済産業省告示第十一号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第十条第一項の規定に基づく特定認証業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月七日

総務大臣　樽床　伸二

法務大臣　滝　　実

経済産業大臣　枝野　幸男

1　廃止に係る認定認証業務の名称　ＭＪＳ電子証明書サービス

2　廃止に係る認定認証業務を行う者の名称　株式会社ミロク情報サービス

3　廃止に係る認定認証業務を行う者の住所　東京都新宿区四谷四丁目29番地1

4　認定の年月日　平年18年3月31日

5　廃止しようとする年月日　平成25年1月8日

6　発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＳ－1で変換した値(16進数)

B89E　C572　50AA　1BBF　8CB9　2C2B　6502　D764　709F　BC70

○中央選挙管理会告示第三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時を、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月七日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

選挙区名	場　所	日　時
北海道	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号中央合同庁舎第二号館八階　総務省国地方係争処理委員会室	平成二十四年十二月二十一日午前十時三十分
東北	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号中央合同庁舎第二号館八階　総務省国地方係争処理委員会室	平成二十四年十二月二十一日午前十一時
北関東	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号中央合同庁舎第二号館八階　総務省国地方係争処理委員会室	平成二十四年十二月二十一日午前十一時三十分
南関東	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号中央合同庁舎第二号館十一階　共用一一〇一会議室	平成二十四年十二月二十一日午前十時三十分
東京都	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号中央合同庁舎第二号館十一階　共用一一〇一会議室	平成二十四年十二月二十一日午前十一時
北陸信越	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号中央合同庁舎第二号館十一階　共用一一〇一会議室	平成二十四年十二月二十一日午前十時三十分
東海	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室	平成二十四年十二月二十一日午前十一時
近畿	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号中央合同庁舎第二号館地下二階　第二会議室	平成二十四年十二月二十一日午前十時三十分
中国	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室	平成二十四年十二月二十一日午前十一時
四国	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号中央合同庁舎第二号館地下二階　第三会議室	平成二十四年十二月二十一日午前十時三十分
九州	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号中央合同庁舎第二号館地下二階　第三会議室	平成二十四年十二月二十一日午前十一時

○中央選挙管理会告示第三十二号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、平成二十四年十二月十六日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査会の場所及び日時を、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月七日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

場　所	日　時
東京都千代田区霞が関二丁目一番二号中央合同庁舎第二号館十一階　共用一一〇一会議室	平成二十四年十二月二十一日午後一時